

## 蒲郡市日本語教育が必要な児童生徒支援事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）に派遣する蒲郡市語学補助員（以下「語学補助員」という。）により、学校に在籍する児童生徒のうち海外在留期間が長く、又は外国籍で日本語が不自由な者への日本語の指導及び教科学習等を支援し、学校生活への適応を図ることを目的とする支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(語学補助員の派遣を行う学校)

第2条 教育委員会が学校に語学補助員を派遣する基準は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒が当該学校に在籍する場合とする。

- (1) 基礎的な日本語適応能力を有しない児童生徒
- (2) 基礎的な日本語適応能力は有するが、専門的語意の理解が困難な児童生徒
- (3) その他教育委員会が認める児童生徒

(語学補助員の管理監督)

第3条 教育委員会は、語学補助員に対し適宜報告を求め、必要な指導及び監督を行うものとし、語学補助員の派遣を受けた学校の長は、派遣された語学補助員のその日の勤務について管理監督する。

(事業実施状況の報告)

第4条 語学補助員の派遣を受けた学校は、語学補助員に定期的にその勤務状況等について教育委員会に報告させるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。